配当公告

埼玉県八潮市大字八條三八〇番地一
破産者　株式会社染矢鉄工

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十三年（フ）第六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四六一、四五二、〇九四円

一、配当することのできる金額
金一三、一一五、七三六円

平成二十五年十二月九日
埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目七番三一号
破産管財人　友田　和昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区澄川五条六丁目一番、最後の住所札幌市南区澄川五条六丁目一番八号
被相続人　亡　加賀谷正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
事務所札幌市中央区大通西一〇丁目四番一六号ダンロップSKビル七階　弁護士法人ほくと総合法律事務所　札幌オフィス
相続財産管理人　弁護士　津田秀太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北二四条西六丁目二二番地一一四、最後の住所札幌市中央区南一三条西二一丁目二番二―一〇二号
被相続人　亡　角舘　順治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地　南大通ビルアネックス四階　弁護士法人誠信法律事務所
相続財産管理人　弁護士　倉本　和宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市高田町字大町四四番地
一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　村上　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
岩手県陸前高田市高田町字鳴石五〇番地一
〇いわて三陸ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　在間　文康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県気仙郡住田町世田米駅一〇三番地、最後の住所岩手県気仙郡住田町世田米字日向六番地一三
被相続人　亡　三尾　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
事務所岩手県気仙郡住田町世田米字世田米駅一一三番地
相続財産管理人　有岡　智昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市日出一丁目一五番地、最後の住所山形県鶴岡市日出一丁目一五番四号
被相続人　亡　石川　富

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
山形県鶴岡市美原町一五―二六
相続財産管理人　佐藤　充崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市八重田二丁目四八番地五、最後の住所横浜市南区井土ケ谷下町二一五番地一井土ケ谷東団地一号棟四〇四号室
被相続人　亡　千葉　繁昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
横浜市中区海岸通三丁目一三番地一
相続財産管理人　弁護士　松井　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字豊田六五一二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　水野　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
長野県飯山市大字飯山一一〇八番地
相続財産管理人　浦野　忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市中泉二二二四番地二、最後の住所静岡県磐田市中泉二二二四番地二
被相続人　亡　安間　善則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
事務所静岡県浜松市中区栄町二番地
相続財産管理人　弁護士　石塚　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市石巻本町字西屋敷三六番地、最後の住所愛知県豊橋市西郷町一番地
被相続人　亡　佐野　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
愛知県豊橋市小綴町四四五番地廣田ビル三階
相続財産管理人　弁護士　大塚公美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県小浜市小浜日吉六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　矢部　春美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
福井県小浜市大手町五番三号森ビル二階
相続財産管理人　弁護士　上原千可子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区桃谷二丁目三三四番地、最後の住所大阪市阿倍野区西田辺町一丁目一七番一―九〇四号
被相続人　亡　遠山　光博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
大阪市北区西天満四丁目七番一号北ビル一号館六〇四号
相続財産管理人　弁護士　尹　英和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂郡上郡町正福寺六四番地、最後の住所兵庫県赤穂郡上郡町高田台六丁目一〇番一六
被相続人　亡　奥本　佳弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月九日
兵庫県姫路市東延末一丁目五番地
相続財産管理人　木村　裕史

第100期決算公告

平成25年12月9日　東京都港区港南一丁目8番27号
日本新聞インキ株式会社
代表取締役社長　髙尾　義彦

貸借対照表の要旨
（平成25年9月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,627,398	流動負債	2,224,860
固定資産	7,563,957	固定負債	5,549,366
有形固定資産	7,453,934	**負債合計**	**7,774,227**
無形固定資産	38,777	株主資本	2,417,129
投資その他の資産	71,245	資本金	100,000
		資本剰余金	1,654
		利益剰余金	2,315,474
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	2,290,474
		（当期純利益）	（295,552）
		純資産合計	**2,417,129**
資産合計	10,191,356	**負債・純資産合計**	10,191,356